

令和元年11月22日

各位

鹿児島興業信用組合

理事長 満田 學

不祥事件の発生について

今般、誠に遺憾ながら、当組合において下記の不祥事件が発生いたしました。

日頃より、当組合を信頼し、ご愛顧いただいておりますお客様をはじめ、関係各位にご迷惑とご心配をお掛けすることとなりましたことは、信用を第一とする金融機関といたしまして、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	元職員（女性 43 歳、営業担当）
事故店舗	本店
発生期間	平成30年2月から令和元年10月
事件の概要	事故者はお客さまの名義を不正に使いローン申込書や返済用の普通預金口座の開設申込書を作成したうえで融資を実行し、その融資金を無断で引き出して事故者の借入金の返済や生活資金、遊興費に充てるために着服する等の不正行為を行っていたものです。
発覚の端緒	お客さまに借入金の返済予定表が郵送で届き、身に覚えのない借入金であったため当組合に申出があり、事実関係を調査した結果、事故者がお客さま名義の融資金を無断で着服等していたことを認め、本件が発覚いたしました。
事故累計金額	19,050,000円（被害者11名、16件）
事故金額	13,635,476円 ※事故金額については、事故者及び親族から全額回収いたしました。

2. 被害を受けられたお客さまへの対応

被害を受けられたお客さまに対しては、事故者による不正行為の事実をお伝えした上で深くお詫びを申し上げます。

3. 当局への届出、警察等への通報

事件発覚後、直ちに法令に基づく届出を監督官庁に行うとともに、警察への通報も行っております。

4. 関係者の処分

- (1)事故者につきましては、令和元年11月15日付で懲戒解雇処分といたしました。
- (2)関係職員の処分については、当組合の内部規程に則り厳正な処分を実施いたしました。
経営陣の処分については理事会で行います。

5. 再発防止策

当組合といたしましては、かかる事態を招いたことを厳粛に受け止め、役職員一同深く反省するとともに、再発防止に向けて、内部管理態勢の充実・強化を図り、相互牽制が十分なものとなるよう取組むことはもちろんのこと、不祥事件の再発防止に向け徹底した職員教育を実施し、役職員全員一丸となって取組んでまいります。

< 本件に関する問い合わせ先 >
鹿児島興業信用組合 総務部
電話 (099) 224-3175
(堤・永野)